

(様式1)

指定管理者評価シート(平成23年度)

施設名	八幡浜市火葬場やすらぎ聖苑			
指定管理者	名称	株式会社 五輪		
	所在地	富山県富山市奥田新町12番3号		
指定期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日(3年間)			
評価担当課	市民福祉部生活環境課			
施設の概要	所在地 八幡浜市若山9番耕地49番地1 施設概要 ・竣工年月日 平成21年8月10日 ・敷地面積 5,010.09 m <sup>2</sup> ・鉄筋コンクリート造一部2階建 延床面積1,893.57m <sup>2</sup> 1階 告別室、炉前室、収骨室、霊安室、火葬炉4基、残灰処理室、中央監視室、玄関ホール、待合ロビー、待合室、会議室、事務室、便所(男・女・多目的用)、自家発電機室等 2階 機械室(排ガス誘引機械、有害物除去機械)、倉庫 ・附属施設 納骨堂、庭園、駐車場、地下燃料タンク、防火水槽 ・開場時間 午前9時から午後5時 ・火葬開始時刻 午前9時から午後3時までの1時間毎 ・1日の火葬可能件数 7件 ・休場日 1月1日及び友引の日			
指定管理者の業務	・火葬の執行に関する業務 ・やすらぎ聖苑の運営に関する業務 ・やすらぎ聖苑の施設及び設備等の維持管理に関する業務 ・その他、市長が必要と認める業務			
施設利用状況	<利用者数> 火葬件数 624件(市内 587件・市外 37件) 開場日数 303日 火葬実稼働日 265日 火葬稼働率 87% 参列者人数 12,567人(20人/1件当り)			
収支状況	<指定管理者としての収入・支出(決算)>			
	収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)
	指定管理料	27,611,000	人件費	12,688,200
	自販機電気水道代	61,800	需用費	5,348,957
			役務費	230,400
			委託料	8,294,560
			使用料及び賃借料	561,099
			備品購入費	148,314
			その他	221,980
	合計	27,672,800	合計	27,493,510

## 指定管理者評価シート(平成23年度)

施設名(八幡浜市火葬場やすらぎ聖苑)

評価項目	判定	評価の内容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	A	①施設の運営管理を行うにあたっての取組方針は適切か。
		②市民の平等な利用が確保されているか。
		③施設の利用に当たって、特定の葬祭業者等を優遇するおそれがないか。
		④利用者に対するサービス向上策は適切か。
		⑤利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	A	①総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		②人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		③経費削減は、利用者サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
		④委託業務等の契約金額は適正な金額となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	A	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④施設の管理業務に係る職員の指導育成は図られているか。
		⑤その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑥施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑦同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
		⑧施設の管理業務に係る職員の指導育成は十分なものか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	A	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理ができているか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④機器の故障や事故、災害発生時等緊急事態への早急な対応が可能か。
総合評価	A	<p>【評価・コメント】職員研修や適切な苦情対応等により、葬送の場としての利用者サービス向上に努めている。また、高度な火葬技術を駆使し、火葬時間を短縮することにより、経費節減努力を行っている。</p> <p>【総括評価】やすらぎ聖苑供用開始時点から運営管理業務を受託し、指定管理者となつてからも的確な業務の遂行に実績がある。また、事故・故障等で業務を休止する事ができない火葬場において、全国の数多くの施設で、また近隣の施設で指定管理等の業務を受託しているため、緊急時の人員派遣体制が整っている。さらに、利用者と施設を大切にする意識が高く、指定管理者として適任と評価できる。</p>

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)